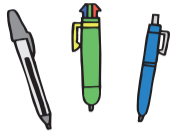


市・都民税の申告にお持ちいただくものなど

問課税課市民税係 ☎042-497-2040

筆記用具



※例年お持ちいただいた印鑑は不要になりました。



足りない書類などがあると受け付けできません。お越しになる前に今一度持ち物をご確認ください。

市・都民税申告書

昨年度、市・都民税申告書を提出していただいた方や、新たに清瀬市に転入された方を対象に、令和4年度分市・都民税申告書を送付します。1月20日(木)発送予定となりますので、お手元に届きましたら、必要に応じてご提出ください。なお、提出の必要があるかどうかについては、本号2面をご覧ください。 ※市・都民税申告書は市ホームページからもダウンロードできます(右記QRコード参照)。



申告時に気を付けていただきたいこと

扶養親族(16歳未満含む)、障害の等級などの人的控除を忘れずにご記入ください。

医療費のお知らせ(医療費等通知書)は医療費控除に使用できます

医療費等通知書は、医療費控除に使用することができます。下記のとおり発送済みまたは発送予定ですのでご確認ください。

◆国民健康保険

○令和2年11月診療分～令和3年6月診療分＝令和3年11月に送付済み

○令和3年7月～10月診療分＝令和4年2月中旬から下旬に発送予定

◆後期高齢者医療

《医療費等(10割)が5万円を超える月のある方》

○令和2年9月診療分～令和3年8月診療分＝令和4年1月末日ごろに発送予定

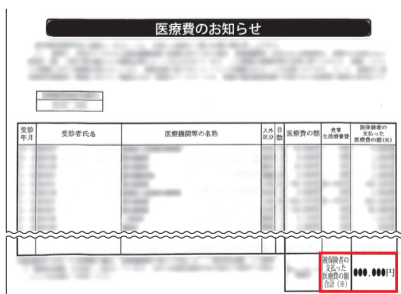
実際にご自身が負担された額と

異なる場合(公費負担医療や高額療養費など)は、その金額を差し引くなどご自身で額を訂正して申告していただく必要があります。また、医療費控除は前年の1月から12月までの支払額が対象となります。医療費通知書に記載されていない診療月については、ご自身で明細書を作成してください。なお、差額ベッド代などの保険適用外は含まれていません。

問保険年金課国保係 ☎042-497-2047、保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

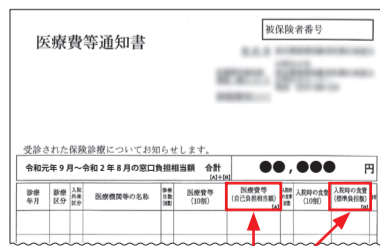
※医療費控除に関することは課税課市民税係 ☎042-497-2040へお問い合わせください。

国民健康保険



「被保険者の支払った医療費の額合計(※)」の金額を申告してください。

後期高齢者医療



「自己負担相当額」と「標準負担額」の合計金額を申告してください。

(注) 画像はいずれもイメージです。

所得・控除を証明する書類

◆所得…令和3年中の収入がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)。一度お預かりした源泉徴収票などは、原則返却することができませんのでご注意ください。

◆控除…令和3年中に支払った社会保険料の金額がわかる書類や、国民年金保険料の控除証明書(※1)、生命保険料・地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書(※2)、障害者手帳、学生証など(※1) 令和3年中に支払った国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料の金額を事前にご確認ください。金額がわからない場合は、市役所と松山出張所(野塩出張所は3月以降)にて支払金額の確認書を交付しておりますので、運転免許証や保険証などの本人確認書類をご準備のうえお越しください。また、電話確認や郵送請求も可能ですので、お手元に保険証または納税通知書をご準備のうえ、下記問合せ先にお電話ください。なお、国民年金については、控除証明書の添付が必須となります。詳しくはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

【各種問合せ】

▶国民健康保険について＝保険年金課国保係 ☎042-497-2047

▶後期高齢者医療保険について＝保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050

▶介護保険について＝介護保険課管理係 ☎042-497-2079

▶国民年金保険料について＝(管轄) 武蔵野年金事務所 ☎0422-56-1411 (※2) 医療費控除の明細書は、医療機関ごとに令和3年中に支払った医療費を記入し、すべての合計金額をご自身で計算のうえ、事前にご準備ください。明細書は国税庁ホームページからダウンロードできるほか、任意の様式でも構いません(下記記事参照)。

個人番号(マイナンバー)が記載された書類と本人確認書類

▶個人番号(マイナンバー)が記載された書類

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーカード記載の住民票など

▶本人確認書類の例

顔写真付きの身分証明書(運転免許証、パスポート)

※上記がない場合は、健康保険証や年金手帳などの書類を2点ご準備ください。



愛称：マイナちゃん

医療費控除について

医療費控除、セルフメディケーション税制を受けるには、「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」を申告書とともにご提出いただかなければ、各控除を受けることはできません。申告会場では、各明細書の作成は行っていないので、必ず事前にご自身で作成してください。なお、領収書の提出は必要ありませんが、ご自身で5年間保存してください。医療費控除の明細書は右記QRコードよりダウンロードできます。



要介護認定等をお持ちの方へ～医療費控除・障害者控除の対象ではありませんか？

◆医療費控除

問○施設サービス＝①介護老人保健施設や介護療養型医療施設、介護医療院の利用者の一部負担額・食費および居住費負担額②特別養護老人ホームに平成12年4月1日以降に入所した方は介護費の1割から3割、食費および居住費の自己負担額の合計額の2分の1に相当する額

○居宅サービス＝訪問看護・訪問リハビリなどの医療系サービスの自己負担額。また、これらの居宅サービスに併せ同月に利用した訪問介護などの利用者一部負担額

○おむつ代＝傷病により6か月以上寝たきりで、医師の治療を受け、おむつを使用している方(医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要。2年目以降は基準を満たせば市で証明が発行できる場合あり)

※いずれも申告時には「医療費控除の明細書」の作成と添付が必要。

◆障害者控除

問65歳以上で介護保険の要介護認定を受け、要介護3以上の方。または要介護1以上の寝たきり度や認知症度の高い方で、身体障害者と同等の程度と認められる方。 ※申告時に市が発行する証明書が必要です。交付申請書(介護保険課で配布または市ホームページからダウンロード可)を窓口を持参または郵送で介護保険課まで。

問医療費控除について＝課税課市民税係 ☎042-497-2040、おむつ使用証明書・要介護認定者の障害者控除について＝介護保険課介護サービス係 ☎042-497-2080